

【公印省略】

事務連絡
令和2年5月1日

保護者各位

宗像市長 伊豆美沙子
(子ども育成課幼児教育保育係)

保育所・認定こども園等における
保育の提供の縮小期間延長について

本市では、新型コロナウイルス感染症の感染防止に関する国の緊急事態宣言及び福岡県の要請を受け、4月17日から5月6日まで市内保育所・認定こども園等の保育の提供を縮小して実施しております。保護者の皆様におかれましては、多くの方が登園自粛要請にご協力いただいておりますことに心よりお礼申し上げます。

縮小実施にあたっては、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方やひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方など、どうしても家庭での保育が困難な方の子ども達に限定し、保育士等の職員の方々が、日々、感染症対策を講じて保育を実施しております。

5月7日以降につきましては、国の緊急事態宣言の動向や県知事の方針を踏まえ、対応を決定したいと考えておりますが、国の動向を待つと事前に十分な周知を行うことが困難であると思われまます。また、現在報道等では、国の緊急事態宣言の延長が伝えられております。

そのため、保育所・認定こども園等の保育の提供の縮小期間を5月31日まで延長することといたします。今後、国や県の動向や方針内容によっては、これらの対応を見直し、変更となる場合があります。その際は改めてお知らせいたします。

保護者の皆様には多大なご負担をおかけしますが、今後も引き続き、家庭保育と感染拡大防止にご理解とご協力くださいますよう重ねてお願いいたします。

■ 保育の提供の縮小期間の延長 令和2年5月31日(日)まで

【問合せ先】

宗像市役所教育子ども部子ども育成課
幼児教育保育係 電話：0940-36-3181